

名古屋都市計画 間米南部地区計画
総括図 1/25,000

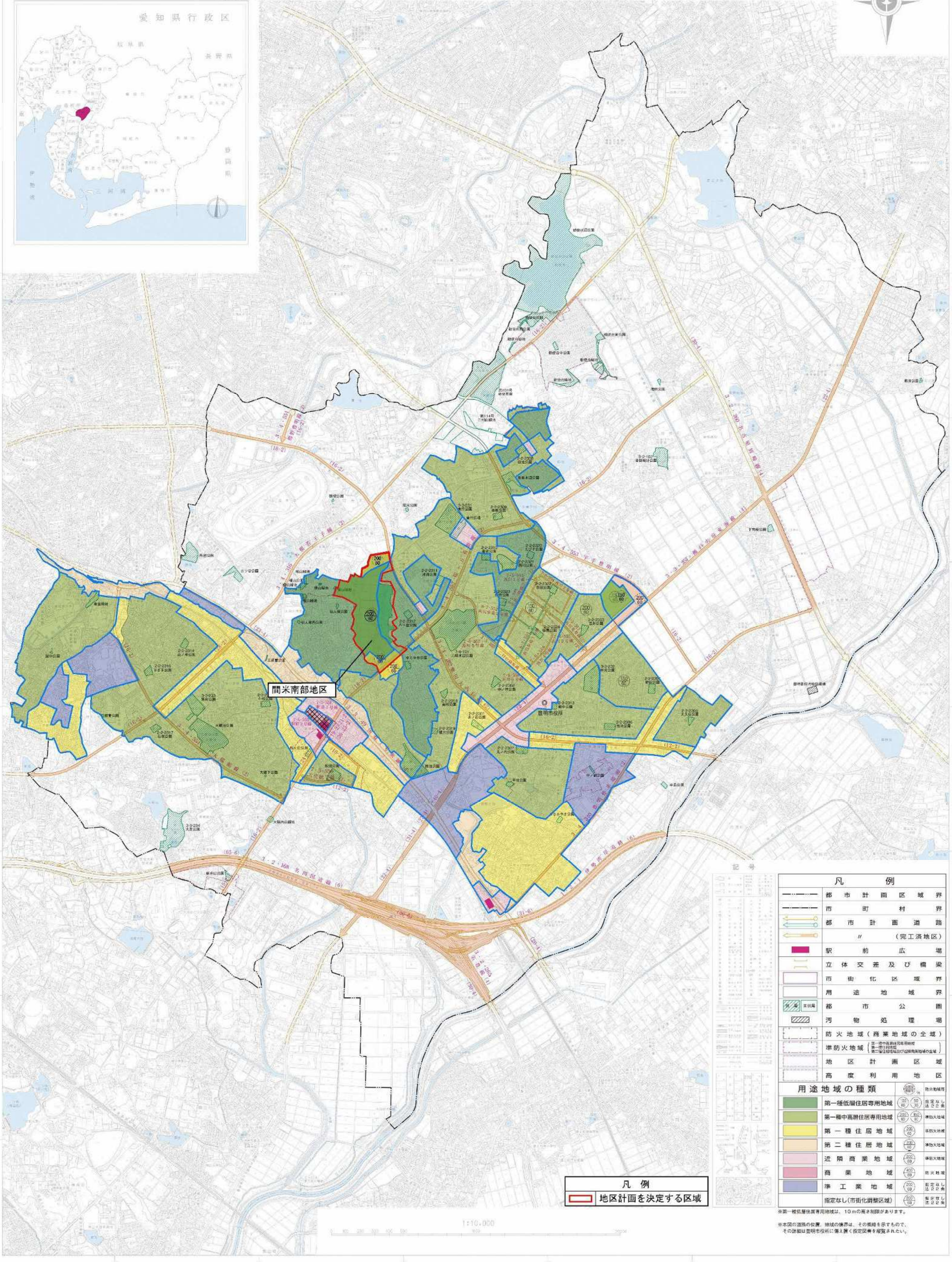
(市街化区域) 愛知県告示 第 307 号 昭和 54 年 11 月 24 日
愛知県告示 第 385 号 昭和 54 年 3 月 12 日
愛知県告示 第 393 号 昭和 54 年 4 月 4 日
愛知県告示 第 748 号 平成 2 年 12 月 24 日
愛知県告示 第 214 号 平成 31 年 3 月 29 日
愛知県告示 第 178 号 令和 4 年 3 月 29 日
愛知県告示 第 208 号 令和 5 年 3 月 29 日(変更)
愛知県告示 第 707 号 平成 22 年 12 月 24 日(変更)
愛知県告示 第 80 号 平成 22 年 12 月 24 日(変更)

(市街化区域) 愛知県告示 第 743 号 昭和 47 年 9 月 16 日
愛知県告示 第 1171 号 昭和 48 年 12 月 17 日
愛知県告示 第 1386 号 昭和 50 年 3 月 2 日
愛知県告示 第 1308 号 昭和 54 年 12 月 24 日
愛知県告示 第 300 号 昭和 55 年 4 月 4 日
愛知県告示 第 585 号 昭和 61 年 4 月 14 日
愛知県告示 第 467 号 平成 8 年 5 月 31 日
愛知県告示 第 410 号 平成 13 年 4 月 15 日
愛知県告示 第 754 号 平成 22 年 12 月 24 日
愛知県告示 第 3 号 平成 27 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 14 号 平成 31 年 3 月 29 日
愛知県告示 第 30 号 令和 4 年 3 月 29 日
愛知県告示 第 10 号 令和 5 年 3 月 29 日

(計画区域) 愛知県告示 第 146 号 平成 4 年 2 月 17 日(当初)
愛知県告示 第 785 号 平成 22 年 12 月 24 日(変更)
(計画区域) 愛知県告示 第 391 号 昭和 48 年 7 月 24 日(当初)
愛知県告示 第 81 号 平成 22 年 12 月 24 日(変更)
(防火・準防火地域) 愛知県告示 第 3 号 昭和 48 年 3 月 2 日
愛知県告示 第 29 号 昭和 54 年 12 月 24 日
愛知県告示 第 14 号 昭和 55 年 4 月 4 日
愛知県告示 第 29 号 平成 22 年 12 月 24 日
愛知県告示 第 4 号 平成 27 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 16 号 平成 31 年 3 月 29 日
愛知県告示 第 21 号 令和 4 年 3 月 29 日
愛知県告示 第 12 号 令和 5 年 3 月 29 日

(地区計画) 愛知県告示 第 30 号 平成 5 年 5 月 31 日
愛知県告示 第 33 号 平成 13 年 5 月 1 日
愛知県告示 第 12 号 平成 15 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 45 号 平成 17 年 7 月 15 日(変更)
愛知県告示 第 47 号 平成 18 年 6 月 1 日
愛知県告示 第 52 号 平成 20 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 60 号 平成 21 年 7 月 1 日
愛知県告示 第 6 号 平成 25 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 6 号 平成 25 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 6 号 平成 25 年 4 月 1 日
愛知県告示 第 15 号 平成 21 年 3 月 29 日(変更)
愛知県告示 第 3 号 令和 3 年 2 月 1 日
愛知県告示 第 11 号 令和 5 年 3 月 29 日(変更)

(高度利用地区) 愛知県告示 第 10 号 昭和 53 年 10 月 16 日



凡 例	
	都市計画区域界
	市町村界
	都市計画道路
	（完工済地区）
	駅前広場
	立体交差及び橋梁
	市街化区域界
	用途地域界
	都市公園
	汚物処理場
	防火地域（商業地域の全域）
	準防火地域（第一防火地域及び第二防火地域）
	地区計画区域
	高度利用地区
用途地域の種類	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	指定なし（市街化調整区域）
※第一種低層住居専用地域は、10mの高さ制限があります。	
※本図の道路の位置、地域の境界は、その概略を示すもので、その詳細は愛知県告示に準拠し、指定区域を参照してください。	

名古屋都市計画地区計画の決定（豊明市決定）

都市計画間米南部地区計画を次のように決定する。

名 称				間米南部地区計画		
位 置				豊明市間米町廻渡、榎山、鈍堀、島川の一部、二村台1丁目の一部		
面 積				約20.9ha		
地区計画の目標				本地区は、本市の玄関口である前後駅から東に位置し、地区の南側は都市計画道路桜ヶ丘沓掛線、北側は都市計画道路敷田大久伝線に隣接しており、第3次豊明市都市計画マスタープランの将来都市構造において「居住ゾーン」に位置づけられている。土地区画整理事業により区画道路・街区公園等の公共施設の整備を行い、中高層住宅に係る良好な居住の環境の形成を図ると共に、住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針			本地区を3地区に区分し、それぞれの土地利用方針により、良好な市街地環境の形成を図る。 【A地区（本地区の中央部）】 中高層の住宅並びに街区公園等を含む良好な居住環境を整備・保全する。（第一種中高層住居専用地域） 【B地区（本地区の南部及び北部）】 住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地形成を図る。（第一種住居地域） 【C地区（本地区の東部）】 隣接する既成市街地との連続性を持たせ、ゆとりのある良好な居住環境の形成を図る。（第一種低層住居専用地域）		
	建築物等の整備の方針			A地区	B地区	C地区
				中高層住宅に係る良好な居住環境の形成のため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。	住宅を主体としながら、生活利便施設を備えた市街地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。	隣接する既成市街地との連続性を持たせ、ゆとりのある良好な居住環境の形成のため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
備地計区画整	建築物等に関する事項に	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
			地区の面積	約12.7ha	約3.2ha	約5.0ha

		建築物等の用途の制限	—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ボーリング場、スケート場、水泳場、バレーボールセンター、その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 集荷場等 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内でありかつ原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） 7. 自動車修理工場 8. 危険物の処理・貯蔵施設	—
		建築物の敷地面積の最低限度	160㎡		
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1m以上とする。ただし、以下についてはこの限りではない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物	—	
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。	—	

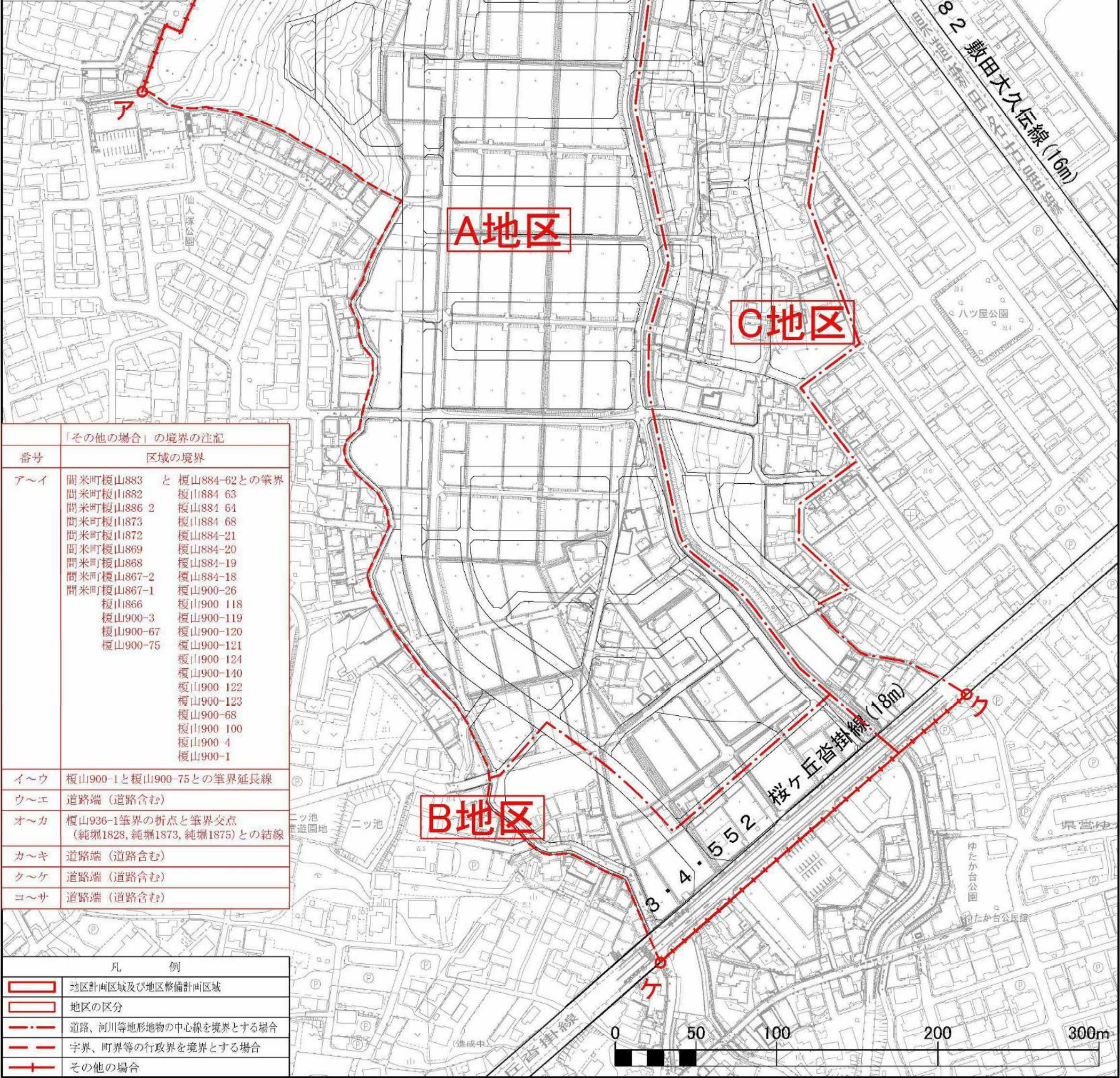
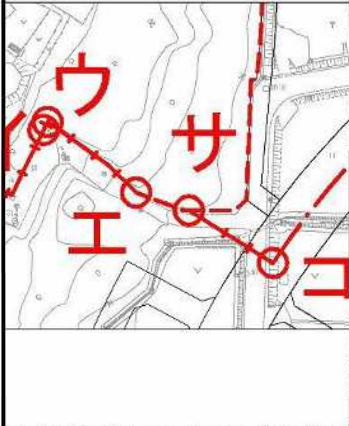
「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区は土地区画整理事業の進捗にあわせ、今後の土地利用計画、周辺の土地利用の現況及び都市基盤施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な地区計画を決定するものである。

計 画 図

縮 尺 1/2,500
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 豊明市
地区名 間米南部地区



「その他の場合」の境界の注記	
番号	区域の境界
ア～イ	間米町榎山883 と 榎山884-62との筆界
	間米町榎山882 榎山884 63
	間米町榎山886 2 榎山884 64
	間米町榎山873 榎山884 68
	間米町榎山872 榎山884-21
	間米町榎山869 榎山884-20
	間米町榎山868 榎山884-19
	間米町榎山867-2 榎山884-18
	間米町榎山867-1 榎山900-26
	榎山866 榎山900 118
	榎山900-3 榎山900-119
	榎山900-67 榎山900-120
	榎山900-75 榎山900-121
	榎山900 124
	榎山900-140
	榎山900 122
	榎山900-123
	榎山900-68
	榎山900 100
	榎山900 4
	榎山900-1
イ～ウ	榎山900-1と榎山900-75との筆界延長線
ウ～エ	道路端（道路含む）
オ～カ	榎山936-1筆界の折点と筆界交点 （純堀1828, 純堀1873, 純堀1875）との結線
カ～キ	道路端（道路含む）
ク～ケ	道路端（道路含む）
コ～サ	道路端（道路含む）

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区の区分
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政区界を境界とする場合
	その他の場合